

## 尼みやげ認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、人に贈ったら喜ばれる尼崎にゆかりのある逸品を「尼みやげ」として認証することにより、尼崎を代表する手土産品として尼崎の魅力を全国に発信し、かつ認証商品に対する消費者の周知度を高め、尼崎のまちの魅力の向上と尼崎市内の産業の振興を図ることを目的とし、それに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 尼みやげとは、尼崎を代表する土産物として尼崎市及び一般財団法人あまがさき観光局（以下、「認証者」という。）が認証する商品とする。

加工食品のうち、店舗等施設内で飲食させることを目的とする加工食品は除く。

(認証基準)

第3条 認証者は、認証に必要な基準（以下、「認証基準」という。）を別に定めるものとする。

(申請者の資格)

第4条 認証の申請ができる者の条件は、以下の通りとする。

- (1) 尼崎市内に事業所を有し、認証を受けようとする商品（以下「申請商品」という。）を国内に所在する製造所等で製造（他事業者に委託して製造する場合を含む）している事業者。
- (2) 販売できる場所や取引先を有していること。
- (3) 商品が認証された際、観光価値向上のためのPR活動に協力できること。

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとする事業者は、申請商品ごとに「尼みやげ認証申請書（様式第1号）」（以下、「認証申請書」という。）を認証者に提出しなければならない。

2 前項の認証申請書には、次に掲げる書類等も添付しなければならない。

- (1) 他薦の場合、推薦書（様式第2号）※事業者自らが申請する場合は不要
- (2) 申請者の概要が分かる書類
  - ア 定款又は規約その他これに類する書類
  - イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本の写し 個人にあっては、申請者の住民票
- (3) 国税、地方税に未納のないことの証明書（納税証明書）
- (4) 申請に係る生産、製造、販売等について、法令等に基づく許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し
- (5) 申請商品の製造年数を証明する資料
- (6) 申請商品の一括表示ラベル
- (7) 申請商品の写真
- (8) 申請商品の見本（提出時期については、追って認証者が指定する日時に提出。）
- (9) その他認証者が別に定めるもの

(認証の審査)

第6条 認証者は、前条の申請があった場合は、第3条の認証基準に基づき、認証の可否について審査（以下「認証審査」という。）を行うものとする。

2 認証審査を行う場合には、尼みやげ認証審査会を設置し、審査会において認証商品を審査・選考結

果を踏まえ、認証者が決定する。

3 認証商品数は1事業者あたり最大5商品までとする。

(審査結果の通知及び認証の公表等)

第7条 認証者は、前条の認証審査結果について、申請者に尼みやげ認証審査結果を通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 認証者は、認証した申請商品(以下、「認証商品」という。)について、当該認証商品の申請者(以下、「認証事業者」という。)に対して尼みやげ認証証書(様式第4号)(以下、「認証証書」という。)を交付するものとする。

3 認証者は、認証商品及び認証事業者の内容等を公表することができるものとする。

(認証マークの使用)

第8条 認証事業者は、認証者が提供する認証マークシールを認証商品等に貼付し、認証マークのミニ幟を販売陳列コーナーに設置しなければならない。

2 認証事業者は、自社のホームページやパンフレットその他の各種広報媒体において、認証商品の紹介等を行う場合には、認証商品である旨を表示するよう努めなければならない。

認証事業者がホームページやパンフレットその他広報媒体において認証マークを使用する場合は、認証者が認証マークデータを提供する。

3 認証商品の販売者や卸売業者等認証事業者以外が認証商品を販売促進のため認証マークを使用する場合は、認証者に「尼みやげ認証マーク使用許可申請書(様式第5号)」を提出しなければならない。

4 前項の尼みやげ認証マーク使用許可申請者が適当であると認められる場合は、認証者はこれを許可し、尼みやげ認証マーク使用許可書(様式第6号)を交付し、認証マークシール、認証マークのミニ幟、認証マークデータを提供する。

尼みやげ認証マーク使用許可書の有効期限は、第13条の認証有効期限と同じ期限とし、認証マークの使用を継続しようとする場合、尼みやげ認証マーク使用申請書(様式第7号)を認証者に提出する。

尼みやげ認証マークの使用許可を受けた者(以下、「認証マーク使用者」という。)は、使用許可申請書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに尼みやげ認証マーク使用内容変更届書(様式第8号)を認証者に提出しなければならない。

(認証マークの使用制限)

第9条 認証事業者及び認証マーク使用者が次のいずれかに該当する場合は、認証マークの使用を許可しないものとする。

(1) 認証マークを指示された色、形状等に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認められるとき

(2) 公序良俗に反するとき

(3) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用、またはそのおそれがあると認められるとき

(認証マーク使用許可の取り消し)

第10条 認証事業者及び認証マーク使用者が次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

(1) この実施要領に違反したとき

(2) その他 認証マークの使用について認証者が適当でないと認めるとき

(認証證書の再交付)

第 11 条 認証事業者は、認証證書を紛失又は汚損したときは、**尼みやげ認証證書再交付申請書 (様式第 9 号)** (以下、「再交付申請書」という。)を認証者に提出し、認証證書の再交付を申請することができる。

- 2 紛失により前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した認証證書が発見されたときは、発見された当該認証證書を直ちに返納しなければならない。
- 3 汚損により第一項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損した当該認証證書を添付して申請しなければならない。

(認証マーク使用の報告及び調査)

第 12 条 認証者は、特に必要があると認める場合は、認証事業者及び認証マーク使用者に対して、認証マークの使用状況について報告を求めるとともに職員等を派遣し調査することができる。

(認証の有効期限及び更新)

第 13 条 認証の有効期限は、認証の日から 3 年が経過した後の年度末とする。

- 2 認証事業者は、継続して認証を受けようとする場合は、認証の有効期限が終了するまでの間に**尼みやげ認証継続申請書 (様式第 10 号)** (以下、「継続申請書」という。)を認証者に提出しなければならない。
- 3 前項の申請を行うことができる認証事業者は、**尼崎市**内に事業所を有し、認証商品を国内に所在する製造所等で製造 (他事業者に委託して製造する場合を含む) している者とする。
- 4 認証者は、第 2 項の申請を行った認証事業者が前項に規定する要件を満たすと認める場合は、当該認証事業者に対し、**継続認証證書 (様式第 11 号)**を交付するものとする。この場合において、認証の日は、従前の認証の有効期限の翌日とする。

(認証内容の変更及び廃止)

第 14 条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、**尼みやげ認証申請事項変更 (廃止) 届出書 (様式第 12 号)** (以下、「変更 (廃止) 届」という。)により、速やかに市に届け出なければならない。

(1) 次に掲げる事項に変更が生じたとき

- ア 認証事業者の名称又は所在地
- イ 製造者に係る事項
- ウ 製造所に係る事項
- エ 認証商品の商品名等認証商品に係る事項

(2) 認証商品の製造又は販売を 1 年以上中止又は廃止したとき または中止、廃止の予定があるとき

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ掲げる書類等を添付するものとする。

(1) 前項(1)アの場合にあつては、第 5 条第 2 項(2)に掲げる書類又はその他の書類であつて、変更後の内容について確認ができるもの

(2) 前項(1)エの場合にあつては、第 5 条第 2 項(6)、(7)及び(8)に掲げる書類等

(認証の承継)

第 15 条 認証事業者が法人の吸収合併等により認証商品に係る認証を承継しようとする者は、**尼みやげ認証承継申請書 (様式第 13 号)** (以下、「承継申請書」という。)を認証者に提出しなければならない

い。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 第5条第2項(2)(3)に掲げる書類
- (2) 第5条第2項(6)(7)及び(8)に掲げる書類等
- (3) 承継しようとする認証に係る認証証書の写し
- (4) その他、認証者が必要と認める書類

3 認証を承継できる者は、尼崎市内に主たる事業所を有し、承継した認証商品を国内に所在する製造所等で製造（他事業者に委託して製造する場合を含む）している事業者とする。

4 認証者は、第1項の承継申請を行った者が前項に規定する要件を満たすと認める場合は、当該申請者を認証事業者とし、当該認証商品に係る認証証書を交付するものとする。

5 前項の場合において、認証の有効期限は当初有効期限の残期間とし、承継により変更しない。

（認証事業者の責務）

第16条 認証事業者は、この要領に定める規定を誠実に遵守しなければならない。

2 認定商品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認証事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、速やかに認証者に報告しなければならない。

（認証商品の報告及び調査）

第17条 認証者は、特に必要があると認める場合には、職員等を派遣し、認証事業者に対して、認証商品に係る報告を求め、必要な指示をすることができる。

（認証の取消）

第18条 認証者は、認証商品及び認証事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 申請の資格の要件を欠くとき
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき
- (3) 認証辞退の申し出があったとき
- (4) 認証証書や認証マークを不適正に使用したとき
- (5) 第14条の規定による届出を正当な理由なく行わなかったとき
- (6) 第17条の規定による報告を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- (7) その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき

2 認証者は、前項により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対して、理由を付記した尼みやげ認証取消通知書（様式第14号）により通知する。

（申請等窓口）

第19条 認証者への申請または届け出等の窓口は、一般社団法人あまがさき観光局とする。

（その他）

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則 1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附則 2 この要領は、令和5年6月30日から施行する。

附則 3 この要領は、令和6年6月30日から施行する。